

- ・新生児聴覚検査領収書・明細書(原本)
- ・新生児聴覚スクリーニング検査結果票(医療機関で発行)
- ・母子健康手帳 ・口座番号のわかるもの ・印鑑

● 問い合わせ窓口 ● 子育て世代包括支援センター ☎ 214-3533 (直通)

未熟児養育医療費給付事業

出生体重 2,000 グラム以下、または、医師が入院して養育することが必要であると認めた未熟児(1 歳未満)を対象に、養育に必要な医療費の給付を行います。福祉医療費助成制度との違いは、食事療養費も給付の対象となる点です。ただし、養育医療指定医療機関で入院した場合のみ対象となります。また、乳児と同一世帯である扶養義務者全員の所得税額に応じて自己負担金がかかる場合があります。詳しくは、窓口にてお尋ねください。

● 問い合わせ窓口 ● 健康推進課 ☎ 247-1321 (直通)

定期予防接種

予防接種法によって対象となる病気や対象者、接種時期などがあらかじめ定められている予防接種です。対象年齢内での接種は無料で受けられます。子どもの病気予防のため、接種対象年齢になったら、できるだけ早く受けましょう。

詳しくは、窓口にお問い合わせいただくか、または、予防接種ガイドをご覧ください。

● 問い合わせ窓口 ● 健康推進課 ☎ 247-1321 (直通)

育児用品購入費助成金

お子さんの出生をお祝いするとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、育児用品購入費の一部を助成します。お子さん1人につき申請は 1 回までです。

- 対 象 者 0歳の乳児を監護している保護者(購入時および申請時に保護者、乳児ともに岐南町に住所を有している方)
- 対象用品 町内の小売店舗で購入した乳児用育児用品(お子さんが生まれてから購入したもので、中古品は除く)
- 助成金額 乳児1人につき 10,000 円(上限)
- 申請期間 満1歳の誕生日の前日までの購入分を助成しますので、同日までに申請してください。転入された方は、転入日より満1歳の誕生日の前日までの購入分とします。転入日から3か月以内に満1歳に達する場合は、誕生日に関係なく転入日から3か月に達する日までの購入分を助成しますので、同日までに申請してください。また、満1歳の誕生日の前日以前に他市町村へ転出される方は、転出日までの購入分を助成しますので、転出日までに申請してください。
- 必要なもの 次のものを持って窓口へお越しください。
 - ・岐南町育児用品購入費助成金交付申請書兼請求書(窓口で記入)
 - ・対象品名が確認できる領収書の原本
 - ・口座番号のわかるもの ・印鑑

● 問い合わせ窓口 ● 子育て世代包括支援センター ☎ 214-3533 (直通)